

企業型確定拠出年金（DCプラン）と 退職金制度について

社員説明会資料
2026年8月

FISHER INVESTMENTS®



アジェンダ

1. 退職給付制度の仕組み
2. 企業型確定拠出年金（DCプラン）の概要
3. 退職金制度（RAPプラン）の概要
4. スケジュールと今後の手続き
5. 質疑応答

退職給付制度の仕組み

Fisher Investments Japanは、基本年俸の10%を以下の2つの制度に分けて拠出します:

- (1) 企業型確定拠出年金 (DC プラン)
- (2) 退職金 (RAPプラン)

企業型確定拠出年金 (DCプラン)

加入者自身が運用商品を選択して資産を運用し、老後の生活に備える制度です。

退職金 (RAPプラン)

定年退職または雇用契約の終了時に会社から従業員へ退職一時金を支給する制度です。

*会社拠出額は、年間25,000米ドルを上限とします。

**DCの法定限度額は、2026年10月および11月は月額55,000円、2026年12月以降は62,000円に引き上げられます。

DCプランの詳細

導入日	2026年10月1日
適用範囲	厚生年金に加入している65歳未満の正社員全員
加入資格喪失	65歳到達 - 死亡 65歳未満での退職(Fisherの海外拠点への異動を含む)
拠出日	- 毎月25日 - 毎月の掛金は翌月にDC口座に振り込まれます（例：10月の掛金は11月25日に振り込まれる）
会社拠出額	基本年俸の10% - 法定限度額：55,000 円（※）／月 - 無給の育児・介護休業期間は、拠出中断
権利確定 （ベスティング）	60歳までのFIJでの勤続年数が3 年以上必要です。 - FAMでの勤続年数は上記の年数に通算します。
加入者拠出	- 従業員は会社拠出額と法定限度額の差額を限度として、任意で加入者拠出を行うことができます。 - 例：月額基本給×10%=45,000円の場合、10,000円拠出することができます。（法定限度額55,000円－45,000円） - 加入者掛金の開始、再開、停止はいつでも行うことができますが、金額変更は一年に一度のみ行うことができます。

*10月、11月の法定限度額は55,000円ですが、2026年12月より62,000円に引き上げられます。

DCプラン中途引き出しについて

DCの資産は、原則65歳まで引き出せません。ただし、亡くなられた場合や所定の障害状態になった場合、また一定の要件を満たす場合には、例外的に60歳前でも給付を受けることができます。最終的に受け取れる金額は、個々人の運用成績により異なります。

老齢給付金

- 原則、60歳（Fisher Investments Japan在籍中の場合は65歳）まで引き出せません。60歳以前に亡くなられた場合、DCの積立金をご遺族に一時金として支払われます。

死亡給付金

- 60歳以前に障害状態（障害等級1、2級）になった場合、DC積立金を一時金あるいは年金として受給することができます。

障害給付金

脱退一時金

- 口座残高が15,000円以下、もしくは通算拠出期間が5年以内または個人別管理資産の合計が25万円以下で経済的理由により国民年金保険料の納付を免除されている場合、一時金を受給することができます。
- 日本を離れる外国籍の従業員は、通算拠出期間が5年以内または個人別管理資産の合計が25万円以下の場合、退職後6カ月以内であれば一時金を受給することができます。

支給開始

- DCの積立金は60歳から75歳の間に引き出しを開始します。
 - Fisher Investments Japan在籍中は65歳より引き出しを開始できます。
 - 60歳時点のDCの加入期間（iDeCoや前職のDCプランの期間も含む）が通算して10年に満たない場合、段階的に最高65歳まで、引き出し開始が遅れます。

DCプラン運営管理機関

損保ジャパンDC証券：Fisher DCプランの運営・管理を行います

運用商品のモニタリング

情報提供

運用指図の管理

給付の裁定



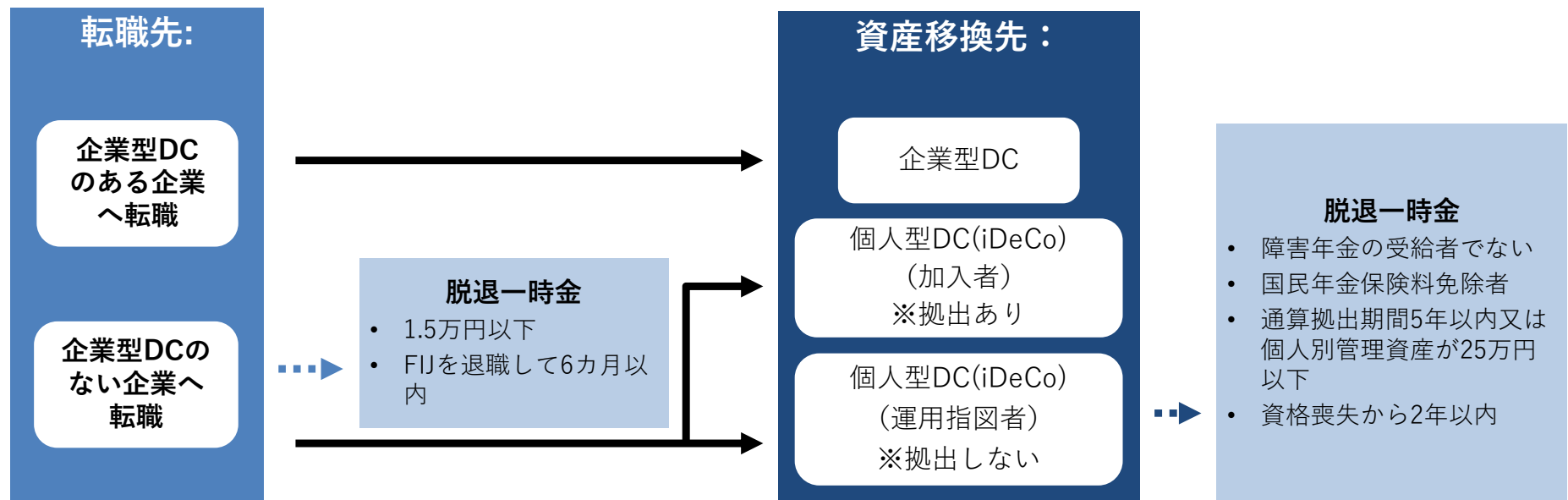
みずほ信託銀行：Fisher DCプランの資産を管理します

個人別資産の管理

運用商品の購入

給付金の支払

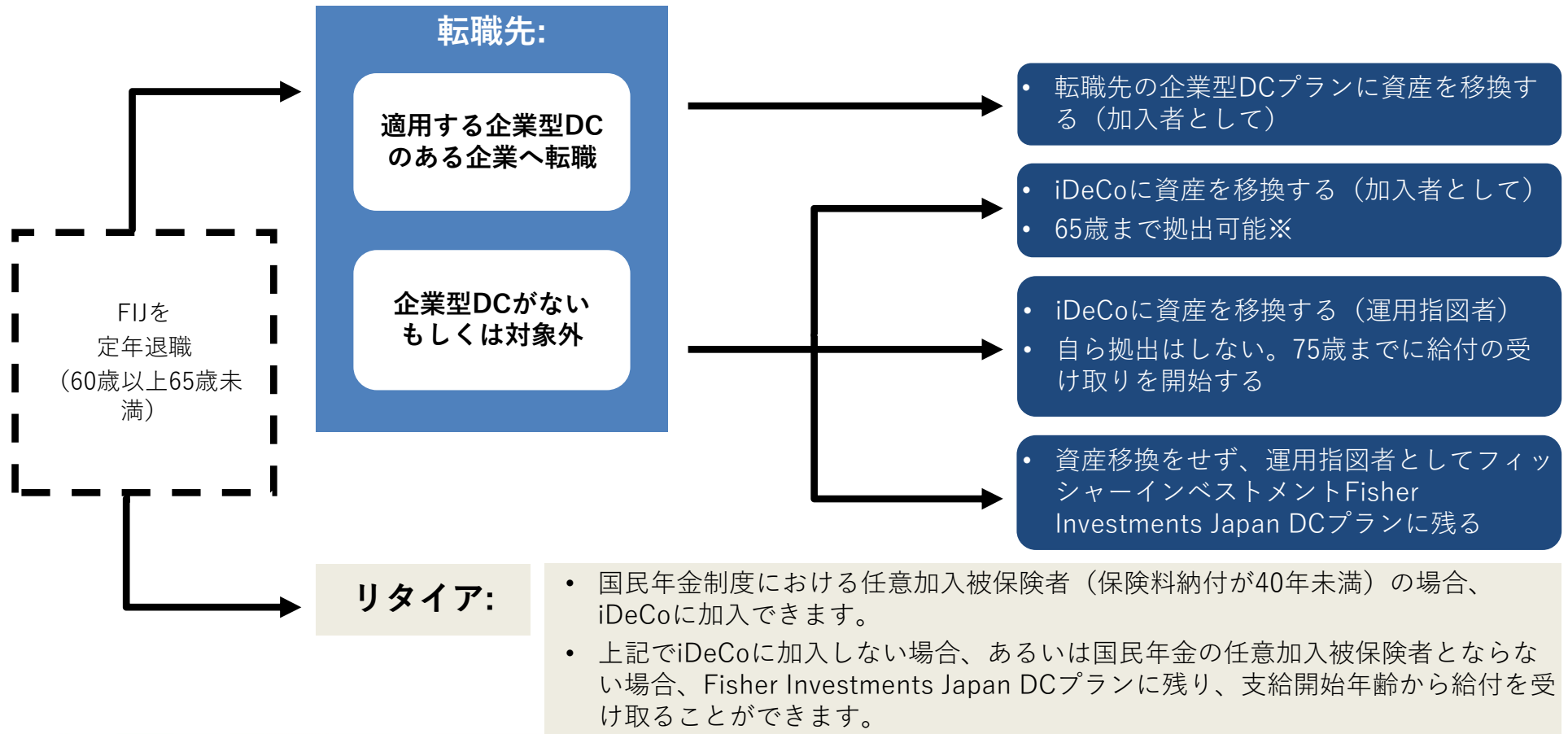
DCプランのポータビリティ（60歳未満）



日本を離れて海外へ移住: 通算拠出期間5年以内、または個人別管理資産が25万円以下の場合、資格喪失後6カ月以内であれば脱退一時金を受け取ることができます。

退職後、資産の移換手続きせず6ヶ月以上経過すると、 DCの積立金は国民年金基金連合会へ自動移換され、運用ができなくなり、移換手続きにも手数料がかかります。

DCプランのポータビリティ（60歳以上）



※2027年1月以降70歳に引き上げられます。



DC運用商品ラインアップ

- 従業員の皆様は提示された9つの運用商品の中から、ご自身で商品を選択して運用することができます。
- 加入から4カ月間、運用商品の配分指定を行わなかった場合は、指定運用商品である「三井住友・DC年金バランス70（株式重点型）」で自動的に運用されます。
- 資産配分の変更は、加入者専用Webサイトもしくは損保ジャパンDC証券のコールセンターを通じて、いつでも行うことができます。
- 運用商品ラインアップの内容や特徴については、10月に実施予定の投資教育セミナーで詳しくご説明します。

DC運用商品ラインアップ

投資信託商品

国内株式ファンド

TOPIXインデックス・オープン（野村証券）

日本債券

DC日本債券インデックス・オープンS
（三井住友トラスト・アセットマネジメント）

バランス型ファンド

（資産配分固定型）

三井住友・DC年金バランス70
（株式重点型）三井住友DSア
セットマネジメント株式会社

外国債券

インデックスファンド海外債券
ヘッジなし（DC）
（アモーヴァ・アセットマネジメント）

外国株式ファンド

たわらノーロード全世界株式
（アセットマネジメントOne）

たわらノーロード先進国
（アセットマネジメントOne）

インデックスファンド海外新興国（エマージ
ング）株式（アモーヴァ・アセットマネジメント）

One DC 米国株式（S&P500）インデックスファ
ンド（アセットマネジメントOne）

元本確保型

中央労働金庫（ろうきん）
定期預金（スーパー）

退職金制度(RAPプラン)の概要

導入日 2026年10月1日

適用範囲 厚生年金に加入している65歳未満の正社員全員

加入資格喪失

- 65歳到達
- 死亡
- 65歳未満での退職(Fisherの海外拠点への異動を含む)

拠出日

- 毎月25日。会社拠出は翌月、RAPアカウントに割り当てられます。(例：10月の掛金は11/25に付与されます。)

会社拠出

- 毎月、DCの法定限度額を超える額が社内に引き当てられ、退職時に退職一時金として支払われます(退職所得控除が適用されます)。
- DCとRAP合算での会社拠出の上限は\$25,000/年です。

権利確定
(ベスティング)

- RAPの給付を受けるには、65歳到達前に通算3年以上の勤続期間が必要です。(FIJへの異動前に他のFisher法人で勤務した期間も含みます。)
- 懲戒解雇もしくは懲戒解雇相当事由の場合、勤続年数や年齢にかかわらずRAP給付は支給されません。

その他

- 月の途中で入社・休職等により一部勤務されなかった場合でも、RAPの月額積立額は日割計算されません。
- DCの事業主掛金が増える月は、RAPの積立も中断されます。
- 退職月については、退職日が月末日である場合を除き、その月のRAP積立は行われません。
- 従業員が死亡した場合は、RAP積立残高を遺族に一時金として支給します。

退職給付制度の例

基本年俸= ¥15,600,000 (基本給 + COLAを含む)
10% 会社拠出 = ¥130,000/月 (¥15,600,000/12 x 10%)

年金制度	2026年10月・11月	2026年12月以降	補足
企業型DC (法定限度額)	¥55,000	¥62,000	毎月25日に DCプランに拠出
RAP (退職金)	¥75,000	¥68,000	社内引当され、 退職時に支給
合計 (月)	¥130,000	¥130,000	\$2,083/月 (\$25,000/年) 相当が上限

*2026年12月以降の新しい法定限度額は62,000円です。

スケジュールと今後の手続き

日程	必要な手続き
8/25 (JP) or 27 (EN)	社員説明会に参加しFisher Investments Japanの新しい退職給付制度について理解します。
9/28-30	損保ジャパンDC証券より、DC口座のIDとパスワードが記載された口座開設のお知らせがご自宅に届きます（黄色い封筒）
10/1	DCプラン施行開始
10/1-9 の間に要提出	iDeCoに加入している方は、加入者資格喪失届をiDeCoの金融機関へ提出し、iDeCoの掛金拠出を停止してください。10月以降はiDeCoへ拠出することができなくなります。
10/1-5	前職を退職後6ヵ月が経過しておらず、まだ前職の企業型DCプランからiDeCoへ資産を移していない方はFisher DCプランへの移換手続きを行って下さい。
10/6 (JP) または 8 (EN)	損保ジャパンDC証券によるの投資教育セミナーに参加してください。
10/24まで	加入者拠出（マッチング拠出）をご希望の方は損保ジャパンDC証券のWebサイトよりお申し込みください。（会社拠出の額が年660,000円未満の方のみ）
11/24	損保ジャパンDC証券のWebサイトより資産配分割合の指定を行ってください。
11/25	会社掛金および加入者掛金※がDC口座に振り込まれます）
期限なし	「個人別管理資産移換依頼書」を損保ジャパンDC証券へ提出することで、iDeCoから資産を移換することができます。

※10月の加入者拠出は11月給与より控除されます。

連絡先情報

ベネフィット・ストラテジーズ株式会社

Tel.03-6259-1158

(営業時間: 9:30am～5:30pm 土日および祝日を除く)

E-Mail : dcsupport@benefit-strat.com

Fisher Investments Benefit Services

Tel. 01-650-350-5886

E-Mail : ~Benefits Services



Q & A

FISHER INVESTMENTS®